

新潟労働局と日建連北陸支部意見交換会の議事概要

日 時：2019年12月4日（水）13：30～

場 所：興和ビル10階 会議室

<新潟労働局>

主任地方産業安全専門官 佐藤 久夫

雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官 上田 克郎

雇用環境・均等室室長補佐 下村 秀樹

(敬称略)



■新潟労働局からの報告

(新潟労働局)

業種別署別の労働災害発生状況については、本日お配りしました「令和元年業種別署別労働災害発生状況」をご覧いただきたいと思います。令和元年10月末現在では休業4日以上の死傷者数、全業種では1,838人となっています。平成30年の同時期と比べまして194人、9.5パーセントの減少になっています。死亡者数は表には書いていませんが15人です。昨年同時期と比べますと1名増加という状況になっています。

建設業に関しては、休業4日以上の死傷者数293人となっていて、平成30年同時期と比

べ31人、9.6パーセントの減少となっています。また、死亡者数も6人、こちらも昨年同時期と比べますと2名減少となっています。今後とも労働災害の防止に引き続き取組みをお願いいたします。ただ、死亡災害の6件については墜落・転落災害の発生がなく、挟まれ・巻き込まれ災害が2件、熱中症1件、崩壊・倒壊、交通事故・激突が各1件となっています。災害の状況を見ますと、例年とはいささか異なった様相を見せている状況にあります。



■「第13次労働災害防止推進計画」の取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

労働者の安全と健康を守り労働災害を減らすため、5か年計画として策定された「第13次労働災害防止推進計画」が昨年4月から始まっております。同計画では、計画期間中に死亡災害で15パーセント以上減少、死傷災害で5パーセント以上減少という計画の目標を掲げています。

近年の状況を見ますと、建設業での労働災害による死亡者数は前年度比4.3パーセント減少しているものの、いまだその水準は低いとは言えず、遠因として就労者の高齢化等もあつてか、休業4日以上死傷者数は前年度比1.6パーセント増加しており、3年連続で増加している状況です。

特に休業4日以上死傷者数に関しては、かつてのような減少傾向は望めず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が現場で求められていると考えています。「第13次労働災害防止推進計画」の重点項目の一つに、死亡災害の撲滅を目指した対策の推進がありますが、建設業での労働災害の防止に関して、第13次防に基づき、重篤な災害に対する原因究明及び同種災害の防止対策を検討されている中で、分析の結果、効果的な災害防止対策がありましたらお聞かせください。

(新潟労働局)

建設業に関しては、墜落・転落災害等の防止として重点的な取組みを行うとしています。具体的には、フルハーネス型の墜落制止用器具の使用の徹底というものを中心に挙げていま

す。第13次防においても同様に、高所作業におけるフルハーネス型の墜落制止用器具の使用徹底、施工段階における安全衛生に配慮した設計の普及を推進すべき対策として挙げています。なお、冒頭に申し上げましたとおり、今年の建設業における死亡災害に関して見る限り、墜落・転落災害による死亡災害は発生していない状況ですが、これだというような防止対策を打ち出すことはなかなか困難な部分もあります。さまざまな形の災害が発生している中で、まとまった対策が立てにくいというところです。作業場所の安全確認の徹底など、地道な取り組みやリスクの適正な評価を通じて不安全行動を防止する安全教育の徹底などが改めて必要かと感じているところです。



(日本建設業連合会北陸支部)

今年の墜落・転落関係の死亡事故がないということですが、2月1日からのフルハーネス型の普及で効果が出ているという分析なのでしょうか。

(新潟労働局)

現場でのフルハーネスの普及は、かなり進んできているとは感じています。ただ、そことの因果関係は不明ですが、他の災害というのは依然として発生していますので、どういうところで災害が発生するかは難しいところです。フルハーネス型の普及が墜落・転落災害の減少につながっているというところは間違いなくあるかとは思いますが、必ずしもすべてとは言えないのではないかなと思います。

(日本建設業連合会)

私ども、フルハーネスの安全帯を注文していて、品薄で手に入らなかったのですが、高さによって付け替えたりするのが大変なので、両方ともダブルでリール帯のものにしたところです。届きまして装着してみましたが、非常に重たいです。一番危険なとび工だとか、パワークレーンの組立とか解体ではほぼ100パーセント普及していると思うのです。今までそうではなかった人で、それをずっとつけているとなると腰痛になる危険性もあるのではないかなと感じるのですが、その辺はいかがでしょうか。

(新潟労働局)

普及とともに今後は墜落制止用器具そのものの改良も行われていくと思います。軽量化についても一定部分改良が進むと思いますが、今後について申し上げることはできません。

(日本建設業連合会)

今日、初めてその重さを感じたところですが、これからリール帯も軽くなっていくことを期待したいと思います。

(日本建設業連合会)

フルハーネスの入手が非常に困難と聞いていまして、当社も今の状態で頼めば半年後とか下手すれば1年後というような状況です。これが専門工事業者の方も手に入らないとなると、まだ2年間猶予期間がありますが、当社としては旧来型の安全帯があれば高いところでも大丈夫ですよ。その猶予期間内であれば大丈夫というふうに指導をしているのですが、実際に監督署や労働局の方がパトロールを行った場合、そういうものを見た場合、何か指導みたいなものがあるのかどうか。手に入らない物に対して、法律どおりに動いているのですけれども、その辺の指導状況というのはどういう感じでしょうか。

(新潟労働局)

指導はすると思いますが、猶予期間内ですので、厳しい処分はしないはずですよ。

(日本建設業連合会)

指導書みたいなものは来るということですか。

(新潟労働局)

はい。しかし、現実に事業者からの話で事情が認められたとするならば、あえて厳しいこととは言わないと思います。

(日本建設業連合会)

分かりました。ありがとうございます。

■建設業における「働き方改革」に関する対応について

(日本建設業連合会北陸支部)

建設業界における「働き方改革」においては、政府による「働き方改革実行計画」の策定、働き方改革実行計画に基づく関係省庁連絡会議、協議会の設置に関する協議会が設置されており、当該協議会は、内閣府、厚生労働省労働基準局長、国土交通省土地・建設産業局長等関係者が構成員として参画されています。

また、関係省庁連絡会議が出した「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に記載されているように、個々の建設企業や建設業界全体において、適切な労務管理

も含め、長時間労働の是正や週休二日の確保などの働き方改革に向けた取組みが不可欠であることは言うまでもありません。そのためには、まずは施工の効率化、品質・安全性の向上、重層下請構造の改善など、生産性向上に向けた、より一層の自助努力が強く求められます。

建設業の場合、特に民間工事において労働時間の短縮は、工期の延伸に直結し、産業界や国民生活に多大な影響をもたらすことも懸念されることから、非常に厳しい状況となっています。そうした中で、適正な工期の設定、適切な賃金水準の確保、週休二日の推進等に関しては、民間工事発注者の理解と協力が不可欠となっています。建設業界といたしましては、先の関係省庁連絡会議をはじめ、関係行政機関からの側面的な支援をお願いしたいところです。建設業界における働き方改革に関して、引き続き、貴局からの側面的なご支援をお願いするとともに、官民の発注者に対して新たな取組みなどがありましたらお聞かせください。

また、労働基準法に非常災害時の時間外労働・休日労働に関しての定めがありますが、北陸地域における除雪作業時の時間外労働の考え方等の運用方針等がありましたら、お聞かせください。

(新潟労働局)

働き方改革につきましては、労働行政全般にかかわりがありますので、基本的なことについて雇用環境・均等室から説明し、後段の労働基準法等に係る部分につきましては労働基準部から説明します。

新潟県におきましても働き方改革共同宣言というものを採択しまして、それに基づいて今、オール新潟で取組みを進めているところです。先月 11 月 27 日にも新潟県働き方改革連絡協議会を開催いたしました。これは関係の労使団体や新潟県、また関東経済産業局といった 13 の機関や団体で構成していますが、引き続き、オール新潟で働き方改革を推進していくというところで確認をしているところです。また、県内全体での働き方改革に向けた機運の醸成を図る必要から昨年にも続きまして、今年も 11 月 7 日に働き方改革推進シンポジウムを新潟県の県民会館で開催しています。約 900 名の方が参加していただき盛況に開催ができたところです。県内での働き方改革に向けての機運の醸成と取り組みの一層の推進につながっていると考えています。

最近また一部で問題視されていますが、大企業等での働き方改革の取り組みが下請けや中小事業者に対し適正なコスト負担を伴わないような短納期の発注ですとか、発注内容の頻繁な変更など、いわゆる「しわ寄せ」につながって行くこともあるのではないかとといった問題意識が懸念されていることから、そういった「しわ寄せ」が特に中小事業者の働き方改革の妨げにならないように、厚労省としては、経産省中小企業庁などとも連携を図りながら、6 月に「しわ寄せ」防止の総合対策を取りまとめ、労使団体や大企業等に対する要請の集中的

な実施、またポスターやリーフレットによる周知を11月のキャンペーン月間と位置づけて、集中的な取り組みを推進し、下請けや中小企業が働き方改革を進められるような環境整備に努めているところです。

加えて、女性活躍の関係、また育児環境の整備の関係で、「えるぼし」とか「くるみん」や若者の働きやすい職場ということでの「ユースエール」といった厚生労働省の認定制度の周知を図り、たくさんの企業がそういった認定を目指すようにしていただくことで、結果として働き方改革の取り組みを促進にもつなげるようにしているところです。

その他にも、「新潟働き方改革推進支援センター」というものを開設して、中小・零細の事業者さんを中心に働き方改革に向けた技術的な相談などの総合的な支援を行っていますし、また、雇用環境・均等室におきましても、働き方・休み方改善コンサルタントというものを委嘱しており、企業訪問や働き方改革関連の助成金制度の活用なども実施しながら、自社のみならず協力会社に対しても積極的な利用を働きかけて欲しいとお願いしているところです。



(新潟労働局)

新潟労働局におきましては建設工事関係者連絡会議を開催していきまして、発注者に対して計画的な発注、工期の平準化について配慮をいただくようお願いしているところです。また、同様の会議を監督署単位でも行っていきまして、その中でも建設業者さんの団体、管内における発注者に対しましても同様のお願いをしているところです。

後段に非常災害時の時間外労働や休日労働に対する考え方についての質問がありましたが、本年度、新たな通達が出されていますが、基本的な考え方は変わっていません。現代的な事象等を踏まえて解釈を明確化したものです。また、いわゆる雪害につきましては、道路交通の確保というところで人命または公益を保護するために除雪作業を行う必要がある場合に、通常の時間外労働の枠を超えて臨時的なものとして認められるということです。これは、全国一律の取り扱いですので、特段、北陸地域でどうするというようなものはありませんので、そのところだけご留意いただければと思っています。

(日本建設業連合会北陸支部)

この除雪の作業における時間外勤務ですが、先ほど、明らかなどころは全国一律の考え方だということですが、新潟も含めまして以北の東北、北海道というものは、やはり降り始めのタイミングとか、通勤の時間帯とか、さまざまな要素の中で早期の除雪に着手しなければいけないという部分があります。そういった中で、いざ遅れますと、2、3年前の新潟市内のような通勤通学時の状況が出てくるわけです。もう少し、例えば県毎の具体的な免除的な事由の部分を示せないものでしょうか。

(新潟労働局)

地域による差をどうするという部分は、厚生労働省本省が判断するところですので、申し上げることはできないのですが、ただ一般的に考えると、除雪のために、例えば緊急要請があって出勤する場合については、民間会社などの事業運営が不可能になるとか、地域の交通に多大な障害が発生するというのであれば、もちろん非常災害で認められるような判断があり得るのではないのでしょうか。除雪だからだめですとは決して言うてはいないので、除雪事業者の判断で33条届けの中にも含めるとか、通常範囲の時間で出来るというような場合は、各事業者で然るべき判断をしていただく部分かとは思いますが。

(日本建設業連合会北陸支部)

働き方改革という言葉が出てきて、国民全体ですごく意識されてきています。働いている方々も仕事のやり方を変えないといけないとか、我々現場におきましても、やはり残業を減らさないといけないとか、皆さん真剣に考えるようになってきたのはすごく良いことと思います。直近の働き方改革シンポジウムの中で、非常にこれは良い事例などがありましたらお聞かせください。

(新潟労働局)

先月のシンポジウムについては、参加した方々がそれを持ち帰って、一過性のもので終わってはならないことでしたので、参加しなかった方々に対しても出来るだけ水平展開を図りたいということで、金曜日に新潟日報の2ページに全面広告でシンポジウムの基調講演やパネルディスカッションの内容については広告展開、広報を打つということになりました。

詳しい内容は、そこを見ていただければいろいろ出ています。併せて、20ページくらいのシンポジウムの結果について取りまとめてパンフレットを作成しまして、配布させていただき活用できる形で考えていますので参考にいただければと思います。

パンフレットは今月中旬頃出来る予定になっています。

いくつか私が印象に残っていることで申し上げますと、例えば、年休の取得率が非常に低かったということから、とにかく年休をまず使う練習からやりましょうということで、その際

の申請手続きなどで億劫になって申請しづらくなるので、年休を使う場合は、とにかく口頭でよしと。しかも理由を言っただけではいけない。それから理由を聞いてもいけませんというルールをまず徹底することで、年休を使う練習をして2、3年経って、常に誰かが年休を使って休んでいるという状況になっているという事例を発表されていたパネリストの方もいました。年休については非常に、特に新潟県ではかなり大きな問題になっていまして、全国平均でいうと年休取得率は51パーセント、今年の結果だと52パーセントくらいに対して、新潟県は35パーセントということで、かなり開きがある。正直言って都道府県別に言うと新潟県の年休取得率は全国ワースト3位と低い。

できるだけ休まずに働くことが美德というか、そういう県民性もあるのかもしれないし、他の地域に比べると中小企業の比率が高く、大企業がその分、少ないということもあり、どうしても少ない人数ですと、なかなかバックアップができないことから休みづらくなるとか、そういった側面もあるのかもしれませんが。いずれにしても年休の取得率がかなり低いというのが問題になっていることから労基法が改正になり、年休の5日取得が義務づけられましたけれども、下請け、孫請けという零細の規模になればなるほど、特に現場作業の場合は年休の取得というのも難しいのではないかと思います。その辺も配慮しながら、元請けの立場としてもご指導していただければ大変ありがたいと思います。

もう一つは、ワーク・エンゲージメントを高めることが非常に重要だということです。エンゲージメントというのは要は企業に対する愛着というか、忠誠心というか、一体感というか、そういったようなことなのでしょうけれども、そこを高めることができればできるほど離職率の低下にもつながるし、やる気といったものが高められて、結果としても生産性の向上にもつながってくることになる。それが結果的には働き方改革の成功につながってくるという一つのポイントでしょうと話されていて、興味深く聞かせていただいたところです。

■平成30年度の臨検監督の総括と今後の方針について

(日本建設業連合会北陸支部)

平成29年3月に策定されました「働き方改革実行計画」の中で、現在は適用除外とされている建設業の時間外労働の上限規制について、改正法の施行から5年後に上限規制の一般則が適用されますが、多くの建設会社が時間外労働の限度となります月45時間かつ年360時間を超えるため、労使協定を結び上限を超えないように努力しているのが現状でございます。

また、時間外労働という点では建設業は天候等に左右される業種でありますので、工程確保のために土曜日作業も多く見受けられるというのが現実でございます。一方で、総労働時間の削減のために、先ほど来申し上げておりますが週休二日の確保、定着が最も実効が期待

できる方策であることから、日建連では昨年12月に「週休二日実現行動計画」を策定し、まずは今年度末までに4週6閉所を目指し、2021年度末までには4週8閉所を目標に掲げて会員各企業が取り組んでいるところでございます。

こうした現場の実態にはご理解いただいているかと思いますが、昨今の監督署の臨検監督におきましては、36協定時間内であっても「時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努めること」という文面で改善報告を求められているという実態が見受けられます。そこで昨年度の臨検監督の結果と違反内容の傾向、並びに今後の臨検監督の方針や重点項目等につきまして、お聞かせください。

また、各社・各現場から労働基準監督署へ報告した改善策の中で、例えば、「建設業における、過重労働による健康障害防止のための具体的方策の好事例」というものがあれば開示していただけないでしょうか。

(新潟労働局)

脳・心臓疾患と、過重労働による健康障害というものは、月の労働時間外、休日労働が45時間を超えて長くなればなるほど発症リスクが高まっていくということが言われています。そのため、今後も労使協定の時間内であっても時間外、休日労働時間の1か月当たり45時間以内とするよう削減に努めるという改善はやはり引き続き求めていきます。

また、平成30年度の新潟労働局管内における建設業の臨検監督実績は、約1,100事業所に対して実施しています。そのうち違反事業所は60パーセント強という状況です。また、使用停止等命令を行った事業所は約70件、その中では作業所の橋、開口部、通路等の墜落防止が約55パーセントを占めています。違反の中で多いものを挙げますと、労働安全衛生法第20条から第25条の安全基準違反が約340件で最も多くなっています。続いて安全衛生法第31条、注文者の措置違反で約130件と続いています。

建設業は、本年10月末時点で死亡労働災害が6件発生しています。今後も建設現場を中心とした安全衛生関係の法令遵守確保の監督指導を行っていくこととしています。

好事例ですけれども、「建設業における過重労働による健康障害防止のための具体的方策の好事例」というものについては特段、現在取りまとめを行っていませんが、近々、働き方改革のヒントというような業種横断的な好事例集を取りまとめたパンフレットがありますので、これらも参考としていただければと思っています。

(日本建設業連合会北陸支部)

墜落災害の死亡が今年度はゼロであるとのことでした。今ほども臨検等で墜落に関する是正措置が55パーセント、我々もこの安全環境対策委員会で年間4現場ほどの現場を点検し

ている中で、やはり足場につきまして、以前の足場の状態から比べて非常に進歩しているのではないかなと思っています。開口部の養生と落下防止に関しまして非常に改善が加えられていると現場を見て感じているところですが、その辺は先ほどの是正指導の中でもプロジェクトの大小との関連性はあるのでしょうか。その辺お聞かせください。

(新潟労働局)

先ほど説明した数字の中で、若干補足しますと、使用停止命令をした事業所が70件で、そのうちの墜落防止措置が欠けているものが55パーセントあるということです。必ずしも足場の開口部だけではなく、それ以外の場所からの墜落・転落の恐れも十分にあるということです。現場の大小は多分、統計としてはありませんが、小規模の現場であれば違反率が高くなるという傾向はあるかもしれません。

ただ、大手ゼネコンが元請けであったら事故が起きないということでは決してなく、私自身が以前に勤めていた監督署で実際に発生した災害ですが、大手のゼネコンが元請けをしていました。墜落防止措置はしてありましたが、たまたま作業能率が悪くなるために安全帯を親綱から外してしまったことにより墜落をしてしまったという災害がありました。そこで考えられたのは、その親綱そのものの設置が良かったのかどうかのところ疑問を感じました。決して大手のゼネコンだから何もかもうまくいくというわけではないので、やはり一人一人の労働者の方が元請けの行っている安全活動に対してどれだけ意識を持って協力いただけるかということを今後も考えていただきたいということです。

■建設業における労働災害防止に向けた取組みについて

(日本建設業連合会北陸支部)

日建連では、建設業における「働き方改革」及び「担い手確保」として、①施工の効率化、②品質・安全性の向上、③重層下請構造の改善、④適正な賃金水準の確保、⑤週休二日制の推進等に取り組んでおります。

また、担い手不足の対策としては、従来の技能実習生に加え、外国人建設労働者の現場入場も増えてきているという状況から、会員企業の現場においては、特定技能外国人が安全に、かつ処遇面を含めて安心して働ける現場環境を目指して「特定技能外国人安全安心受入宣言」に基づき取り組んでおります。

このように、建設業においては、技術者、技能者並びに熟練工といった方の不足、それから高齢化が進行しており、さらに外国人労働者の就労など、現場の安全管理等にも影響を及ぼしかねない要因が生じてきております。

そこで平成30年の労働災害発生状況を見ますと、建設業においては、全体的な死亡者数に

については前年を下回っておりますが、死亡災害の中でやはり「墜落・転落」によるものは依然として多くなってきております。また、休業4日以上の死傷災害についてですが、前年を上回っているということで、「転倒」、「墜落・転落」が多くなってきております。このような状況を踏まえまして、貴局が取組まれている対策等がありましたらお聞かせいただけたらと思います。

また、加えて墜落制止用器具として本年2月から原則フルハーネス型として墜落時の落下距離に応じた適切な器具の使用を徹底していると思われませんが、建設現場への浸透の状況、それからフルハーネス型が浸透するための課題等の検証したものがございましたら、お聞かせください。

また、近年、夏場の猛暑が常態化しているという中で、熱中症対策に対して奨励している対策において好事例がございましたらお聞かせください。

(新潟労働局)

高齢労働者対策といたしましては、高齢労働者の身体的機能に配慮した職場改善や健康確保のための配慮については呼びかけを行っている段階です。同じように、外国人労働者対策としては、外国人労働者を雇用する事業所に対する安全性教育の実施、それから労働災害防止に関する標識提示、健康管理の実施の徹底を呼びかけているところです。

フルハーネス型墜落制止用器具につきましては、現時点で普及状況の検証等は行っていないので、詳細の状況というのは不明です。建災防が助成金の制度を持っています。今後、それらの利用状況も含めて明らかにできる部分については情報提供していきたいと考えているところです。

熱中症対策につきましては、今年、9年間なかった熱中症による死亡者が発生してしまいました。従来の防止対策のほか、努めて日陰を作るなどの対策が必要かと考えています。

やはり、できることからやっけて行かなければならないというのが私どもの正直な感想です。従来から効果的な対策をさらに進めて行くことが重要と感じているところです。

(日本建設業連合会北陸支部)

近年は夏場の猛暑が続きますが、熱中症だけをピックアップした傾向みたいなものはあるのですか。

(新潟労働局)

本日は用意していませんが、熱中症の傾向をまとめた資料がございます。ご入り用であれば新潟労働局のホームページの統計の部分に載っているかもしれません。ご確認ください。

(司 会)

ほかに、ございませんか。

(日本建設業連合会北陸支部)

資料の中の「令和元年業種別署別労働災害発生状況」の集計表をみますと建設業はマイナス9.6パーセント、新潟県内はマイナス傾向であるということですか。

(新潟労働局)

そうです。

以上

<日本建設業連合会北陸支部>

安全環境対策委員長	荒明 正紀	(株)福田組代表取締役社長
副委員長	伊藤 潤	大成建設(株)北信越支店安全・環境部長
同 副委員長	黒川 直憲	飛島建設(株)富山営業所長
同 委 員	池内 聡	(株)安藤・間北陸支店安全課長
同 委 員	近江 純一	(株)大林組北陸支店安全部長
同 委 員	立川 晃祥	(株)加賀田組土木部長
同 委 員	武村 信也	清水建設(株)北陸支店土木部副部長
同 委 員	浜谷 清二	大豊建設(株)北陸支店長
同 委 員	今村 哲也	(株)竹中土木北陸営業所長
同 委 員	黒嶋 昭伸	鉄建建設(株)安全品質環境部長
同 委 員	山田 浩一	東洋建設(株)新潟営業所長
同 委 員	佐藤 要一	(株)福田組安全環境部長
同 委 員	北見 淳一	(株)本間組安全品質環境部部長
同 委 員	酒井 康雄	前田建設工業(株)北陸支店安全環境部長
事務局長	本間千代吉	